

法律名：内航海運業法

## 1. 案内情報

- ① 手続名 : 内航海運業者の登録事項の軽微な事項の変更届出
- ② 手続根拠 : 内航海運業法第7条第3項  
内航海運業法施行規則第8条
- ③ 手続対象者 : 内航海運業者（登録事業者）
- ④ 提出時期 : 登録事項（軽微な事項に限る）を変更した日から30日以内
- ⑤ 提出方法 : 軽微変更届出書を作成し、主たる営業所を管轄する地方運輸局等へ提出してください。
- ⑥ 手数料 : なし
- ⑦ 添付書類・部数 : 提出先となる管轄運輸局等にお問い合わせください。
- ⑧ 届出様式 : 提出先となる管轄運輸局等にお問い合わせください。
- ⑨ 記載要領・記載例 : 提出先となる管轄運輸局等にお問い合わせください。

## 2. 窓口情報

### ① 提出先：

北海道運輸局海事振興部貨物・港運課	011-290-1013（直通）
東北運輸局海事振興部海事産業課	022-791-7512（直通）
関東運輸局海事振興部貨物課	045-211-7272（直通）
北陸信越運輸局海事部海事産業課	025-285-9156（直通）
中部運輸局海事振興部貨物・港運課	052-952-8014（直通）
近畿運輸局海事振興部貨物・港運課	06-6949-6417（直通）
神戸運輸監理部海事振興部貨物・港運課	078-321-3147（直通）
中国運輸局海事振興部貨物・港運課	082-228-3690（直通）
四国運輸局海事振興部海運・港運課	087-802-6808（直通）
九州運輸局海事振興部貨物課	092-472-3156（直通）
沖縄総合事務局運輸部総務運航課	098-866-1836（直通）

- ② 受付時間 : 提出先にお問い合わせください。
- ③ 相談窓口 : 提出先にお問い合わせください。

## 3. 手続情報

- ① 審査基準 : なし
- ② 標準処理期間 : なし
- ③ 不服申立方法 : （行政不服審査法の規定による）